

軽自動車税の減免

軽自動車等を所有する方のうち、次のいずれかに該当する方は軽自動車税の減免の対象になりますので、町税務課まで申請してください。

▶対象となる軽自動車＝

- ①公益のため直接専用する軽自動車等
※社会福祉法人で上三川町から身体障がい者デイサービス事業、障がい者ホームヘルパー派遣事業及び障がい者生活支援事業、在宅知的サービス事業並びに在宅介護支援センター運営事業等の業務委託を受け、専らその事業の用に供するもの
- ②生活保護法の規定により生活扶助を受けている方の所有する原動機付自転車(1台に限る)
- ③身体又は精神に障がいを有するため、歩行が困難な方が所有する軽自動車等(家族所有のものを含む)で、障がい者かその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る)詳しくは、下記問い合わせ先へご相談ください。
- ④その構造が専ら身体障がい者の利用に供するためのものである軽自動車等
※車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているもの

▶申請に必要なもの＝

印かん、納税通知書、障害者手帳、療育手帳など障がいの状態に関する証明書、運転免許証
※④については、印かん、納税通知書、及び車検証などその構造が分かるもの

▶申請期限＝

①②については、5月26日(月)まで ③④については、6月2日(月)まで

▶問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎(56)9121

農業用廃プラスチック回収 (分別収集)を実施します

▼日時＝

6月10日(火)・11日(水)
午前8時～午後3時

▼内容＝

10日(火)

①農業用ポリエチレン(スーパースローラー・ベジタロン・クリンテート・トーカンエース・ユウラックなど。ただし、不織布は回収しません。)

②グリーンや黒マルチなど

③灌水チューブ

④農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

11日(水)

⑤農業用ビニール(クリンエースキリナイン・ノンキリー・ハイヒットモヤレス・キリサラバなど)

①～⑤にそれぞれ分別してください。

※種類ごとに回収を実施します。

必ず分別のうえ、つづら折りにし、同資材のヒモ、または灌水チューブではずれないよう2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は受け付けません。

※廃プラスチック等に金属(針金など)がついている場合は、必ず取り除いてください。

▼場所＝JAうつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

▼処理負担金＝重量負担15円/Kg(100円未満切り捨て)

※委任状が必要になりますので、印かんをお持ちください。

▼その他＝廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先＝

JAうつのみや
上三川野菜集荷所

☎(56)6688

産業振興課 農産園芸係
☎(56)9138



ペットの飼い主のかたへ



最近「犬をつないでいないため噛み付かれそうになった」「鳴き声がうるさい」などの苦情が寄せられました。

もう一度初心にかえって基本的なマナーを守り、よりよいペットの飼育に努めましょう。

◎犬の登録・狂犬病予防注射について

生後91日以上犬を飼っている方は、犬の登録(犬の生涯に1回)と狂犬病予防注射(毎年度1回)を受けさせることが狂犬病予防法で義務付けられています。

また、住所(引越し、転入)や所有者の変更など、犬の登録事項に変更があった場合や、犬が死亡した場合は届出が必要となっています。



注射済票(済票交付手数料 550円)



犬鑑札(犬の登録手数料 3,000円)

◎いなくなったら、すぐに連絡を!

飼っている犬・ねこがいなくなったら、すぐに動物愛護指導センター(☎028(684)5458)又は、役場、警察署に連絡をしてください。

万が一動物がいなくなってしまったときのためにも、迷子札やマイクロチップ登録、犬の場合は「犬鑑札」と「注射済票」をいつも身に付けてあげましょう。

【ペットの飼い主に守ってほしい5か条】

1. 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと

飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、飼い始めたら、動物種に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。

2. 危害や迷惑の発生を防止すること

ふん尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。

また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

3. むやみに繁殖させないこと

生まれる全ての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。

野良犬や猫への無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないようにしましょう。

4. 動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の双方に感染する病気(人と動物の共通感染症)について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

5. 所有者を明らかにすること

盗難や迷子を防ぐためにも、飼っている動物が自分のものであることを示す、マイクロチップ、名札、足環などの標識をつけましょう。

▶問い合わせ先=栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458
住民生活課 生活環境係 ☎(56)9131